

お客さま各位

株式会社香川銀行

「Bank Pay 取引規定」の改正について

いつも香川銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、ことら送金サービスにおいて、特定用途（寄付）に限定した個人から法人へのことら送金（特定用途送金）開始に伴い、下記のとおり規定を改正しますのでお知らせします。

記

1. おもな改正内容

- ・ Bank Pay 取引契約における収納委託方式の追記
- ・ ことら送金における特定用途送金（寄付）の追記

2. 規定改正日

令和 8 年 4 月 24 日（金）

3. 新旧対比表

改正前（令和 8 年 4 月 23 日まで）	改正後（令和 8 年 4 月 24 日から）
<p>第 1 章 Bank Pay 取引</p> <p>1.（適用範囲）～3.（Bank Pay 取引の方法等）（省略）</p> <p>4.（Bank Pay 取引契約等） （1）～（2）（省略）</p> <p>（3）前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>（4）前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>第 1 章 Bank Pay 取引</p> <p>1.（適用範囲）～3.（Bank Pay 取引の方法等）（変更なし）</p> <p>4.（Bank Pay 取引契約等） （1）～（2）（変更なし）</p> <p>（3）前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第 1 号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>①～②（変更なし）</p> <p>（4）前項第 2 号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>

<p>(5) (省略)</p> <p>4の2. (立替払の場合の特則) ~13. (Bank Pay取引の取扱停止等) (省略)</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>14. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する<u>個人間の</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>15. (登録の方法等) ~26. (規定の適用) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3章 Bank Pay 請求書払い (ことら税公金)</p> <p>27. (適用範囲) (省略)</p> <p>28. (登録の方法等) (省略)</p> <p>29. (利用者アプリを用いた BP 請求書払い (ことら税公金) の方法等) (省略)</p> <p>30. (規定の適用) (省略)</p> <p>31. (取引内容の照会等) (省略)</p> <p>第4章 その他</p> <p>32. (譲渡・質入れの禁止) (省略)</p> <p>33. (規定の変更) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">令和6年1月10日 株式会社香川銀行</p>	<p>(5) (変更なし)</p> <p>4の2. (立替払の場合の特則) ~13. (Bank Pay取引の取扱停止等) (変更なし)</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>14. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する<u>個人間の</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第27条の定めが本章の他のために優先して適用されるものとします。</u></p> <p>15. (登録の方法等) ~26. (規定の適用) (変更なし)</p> <p><u>27. (特定用途送金に関する留意事項)</u></p> <p><u>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引 (以下「対象取引」といいます。) に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント (以下「対象アカウント」といいます。) と登録預金口座との間で行う送金サービス (対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします) を指します。</u></p> <p><u>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ (「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金) を確認してください。</u></p> <p>第3章 Bank Pay 請求書払い (ことら税公金)</p> <p>28. (適用範囲) (変更なし)</p> <p>29. (登録の方法等) (変更なし)</p> <p>30. (利用者アプリを用いた BP 請求書払い (ことら税公金) の方法等) (変更なし)</p> <p>31. (規定の適用) (変更なし)</p> <p>32. (取引内容の照会等) (変更なし)</p> <p>第4章 その他</p> <p>33. (譲渡・質入れの禁止) (変更なし)</p> <p>34. (規定の変更) (変更なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">令和8年4月24日 株式会社香川銀行</p>
---	---

4. 特定用途送金（寄付）の取扱開始日
令和8年5月11日（月）予定

以上